| | | |
|---|---|---|
| | | すべき法人税額 |
| 第五項 | 通算適用前欠損金額 | すべき法人税額（なお効力を有する旧法第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。第五項において同じ。） |
| | 前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額 | 連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額 |
| | 当該控除対象通算適用前欠損調整額 | 控除対象個別帰属調整額 |
| | 最初通算事業年度 | 当該控除対象個別帰属調整額 |
| | 同法第五十七条第六項又は第八項 | 最初連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「なお効力を有する旧法人税法」という。）第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。次項において同じ。） |
| | あること | なお効力を有する旧法人税法第八十一条の九第二項 |
| | （同法 | （法人税法 |
| | 、第三項 | 、第三項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項 |
| | すべき申告書 | ものに限る。）又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第一項の規定により提出すべき申告書（なお効力を有する旧法人税法第七十四条第一項の申告書に係るものに限る。）若しくはなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第四項の規定により提出すべき申告書 |
| | 前十年内事業年度の | 当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の |
| | すべき法人税額 | すべき法人税額又は個別帰属法人税額 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 控除未済通算適用前欠損調整額 |
| | | に同法 |
| | | 法人の事業年度 |
| | | 前事業年度 |
| 第六項 | | 通算適用前欠損金額 |
| | | 第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。） |
| | | の控除対象通算適用前欠損調整額 |
| | | 最初通算事業年度 |
| | | 法人税法第五十七条第六項又は第八項 |
| | | ある |
| | | 控除未済個別帰属調整額 |
| | | に法人税法 |
| | | 法人の事業年度又は連結事業年度 |
| | | 前事業年度又は前連結事業年度 |
| | | 連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額 |
| | | 控除対象個別帰属調整額 |
| | | の控除対象個別帰属調整額 |
| | | 最初連結事業年度 |
| | | なお効力を有する旧法人税法第八十一条の九第二項 |
| | | ない |

17　改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|---|---|
| 第三百二十一条の八第三十項 | 並びに第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） |
| 附則第八条の二 | 第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第四項において準用する場合を含む。） |

18　改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二（新令附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十四項において同じ。）に規定する金額とする。

19　新令第八条の十五の規定は、改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。